

平成30年度

社会福祉法人セーナー苑支援員採用募集要綱

セーナー苑は、知的障害を持つ子の行く末を案じた保護者たちが運動を展開し、昭和41年9月に県内で最初の民間の知的障害者施設として開設され、今年で52年の長い歴史を持つ、県内最大規模の心身障害者総合支援施設です。

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するためセーナー苑では、創造性豊かな人材を求めています。

16万㎡の広大な敷地の中で、約250名の職員に支えられ、500名近くの利用者の皆さんがのびのびと生活しています。

これまでの社会経験を活かしながら、新たに障害者支援の仕事に携わる意欲のある方も受験しやすいように、年齢制限を設けておりません。

たくさんの出会い、学び、楽しみのある広大な敷地の中で、チャレンジしませんか。

### 1 職種、採用予定人員及び職務内容

| 職 種   | 採用予定人員 | 主 な 職 務 内 容         |
|-------|--------|---------------------|
| 支 援 員 | 若 干 名  | 知的障害者又は身体障害者の生活支援業務 |

(注1) 採用予定人員は、欠員の状況等により変更することがあります。

(注2) 施設概要等は、当苑ホームページ (<http://www.senaen.or.jp/>) を参照

### 2 受験資格

(1) 昭和34年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者

- ① 学校教育法に基づく大学、短期大学、高等専門学校又は専門課程を置く専修学校を卒業した者若しくは平成31年3月までに卒業見込みの者
- ② 次のいずれかの資格を有する者又は平成31年3月までに資格取得見込みの者  
社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、社会福祉主事任用資格

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ① 成年被後見人、被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行が受けることがなくなるまでの者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 試験の日時、場所及び試験内容

(1) 試験の日時 受験申し込み後、別途案内します。

(2) 試験の場所 セーナー苑「会議室」

富山県富山市坂本3110 電話：076-467-0679

(3) 試験内容

| 種 目  | 内 容                    |
|------|------------------------|
| 論文試験 | 与えられた課題について記述式による試験    |
| 面接試験 | 主として人柄、対人的能力等についての個別面接 |

### 4 合格者の決定方法及び採用の時期

(1) 最終合格者は、上記試験の結果を総合的に判定し、決定します。

(2) 採用時期は、試験合格者と協議のうえ決定します。

(3) 受験者には、合否にかかわらず書面で通知します。

